

「江戸時代の刑罰」について

(講演) 芦刈 政治まさ なる

別府史談会では、平成16年3月7日の春季講演会に、大分県地方史研究会参与で大分県部落史研究会副会長でもある芦刈政治先生をお招きして、「江戸時代の刑罰」と題し講演していただきました。先生は、古文書史料のひもときに関心を深めてもらえたらと、府内領での牛泥棒と縁坐の一件、森領内での女囚の逆恨みと絡んだ破牢の一件を、江戸時代中後期の刑罰観の若干の変化に留意しながら、つぶさに解説して下さいました。ところが後日、有畜農業の経験豊かな会員の方々は、牛盗人がいかに脅威であり重罪に値したかを思い起こしたと言ひ、一方では破牢に牢内の密通とはという意外さに興味をそそられたと言ひ、残念ながら読み直しが困難なので、小分かりのする解きほぐしの文を添えてほしいとの声か、次々に聞かれました。このため、芦刈先生に改めてお願いし、補記文の校閲を受けた上、本号に掲載することについても快諾いただいています。

(なお、府内藩お仕置一件については『おおいた部落解放史』第13号、第17号に詳述されていますので、申し添えます。)

〈補記文責・編集部手嶋〉

I 府内藩仕置一件

(県先哲史料館蔵による)

※史料1

廿二日 曇天

一、同日 内成村^① 三吉田代村^② 平六 去春牛を盗候得共、

火災^③ 以後御用多候^④ 二付差控村方^⑤ 二而番人附置、去冬申出候^⑥ 二付、役人共申付、吟味可致候処、牛盗取候義白状^⑦ 二付

二十二日 くもり

一、この日、内成村の三吉と、田代村の平六について、二人は、去年の春牛を盗んだのだが、その直後に府内(大分)城下で大火があり、公務多忙で、調べをさし控えて、村役

直ニ入牢申付、御仕置之儀江戸江相伺候処、右兩人共ニ打首獄門被仰付之

の方で番人を付けて待機していた。やがて冬時分になり、申し出があったので、役人たちに申しつけ、吟味にかかったところ、牛を盗み取ったことを白状したので、直ちに入牢を申しつけた。お仕置のことについては江戸表のお殿様に伺いを立てたところ、この兩人ともに、打首獄門の刑とするよう命じられた。

(注) ① 内成村は西南部由布川流域が現挾間町内成、北東部石城川流域が現別府市内成に二分されている。(一九五六年)

② 田代村は内成村の下流側となり村。石城西部小学校以東の一带で、現挾間町田代。

③ 火災……寛保三(一七四三)年四月、府内城下で大火。府内城の東部分や本丸も類焼。町屋・武家屋敷など一、一

五〇戸が焼失。その影響に触れているので、この日誌の日付は翌延享元年(二月改元)のころとみられる。

④ 打首獄門……打首は斬首刑。獄門は、この場合は出身地の村内で七日間の梟首(さらし首)にしたようである。

※史料2

申渡

申し渡す

内成村 三吉

内成村の三吉 及び

田代村 平六

田代村の平六 へ

兩人 去四月 内成村孫兵衛、喜三郎 牛を盗候事不届ニ候、重罪ニ付町中引廻し之上、討首獄門被仰付之

其の方ら兩人が、去年四月に内成村の孫兵衛・喜三郎の牛を盗んだのは、不届きである。重罪であるので、町じゅう引き回わした上で、首を斬り、氏名・年齢・罪状などを書いた高札をつけてさらし首にするよう仰せつけられた。

(注) ④ 町中引廻し……府内城下の町なかを一巡したのち、万寿寺へ。そこから大分川河畔の刑場へ向かった。

※史料3 (。「刑罪大秘録」) 収載の「引廻図」を紹介。情景理解の便に供したもの)



〔刑罪大秘録〕引廻圖

引廻死罪ハ拾札無之
櫓門以上ハ有之

拾札 木品銀
長六尺銀一尺三寸
札事本尺二寸角

櫓 西ノ門三十六枚建立
引廻死罪ハ拾札無之
櫓門以上ハ有之

捨札^{すてふた}…引廻し死罪では用いず、重罪の獄門に使用。氏名・年齢・罪状などを記し、街頭に立て、

刑の執行後、三〇日間掲げ続けた板の立札。

引廻^{ひきまわし}…斬罪以上の重罪に付加した刑。罪人に曲隶^{まがひやく}(椅子の一種)を

装着して、馬上にまたがらせ、下級役人に武具を持って随行するよう役割分担させた。

図によると、槍^{やり}・刺股^{さすまた}・突棒^{つくぼう}をもっている人は「谷ノモノ」。高札ふうの捨札^{すてふた}や、幟^{のぼり}をもち、あるいは罪人に付き添っている素手の人々には「非人」という注記が付されており、身分制社会で被差別の立場におかれた人々が、否応^{いやおう}無しにこの役を受け持たされていたことが理解できる。

申渡

内成村 三吉子

市三郎

親三吉 牛を盜候（上かにより）依科御仕置被仰付候、其方事、重罪者之せかれ死罪（○）可被（○）仰付候処、於江戸御部屋被相願候（○）付、助命之上「谷ノモノ」手下（○）ニ被下之（○）。

申し渡す

内成村の三吉の息子市三郎へ

其の方の父三吉は牛を盗んだので、その罪となる行為により、処罰するように仰せつかった。其方についても、重罪者のせがれだから、縁坐（えんざ）のしきたりにより、当然死罪を仰せ付けられるはずのところ、江戸屋敷で御部屋様からの歎願があったので、殿様がお聞き届けになり助命して、「谷ノモノ」身分におとし、その配下として、独特の統制に服させることとされた。（縁坐＝犯罪人の親族に刑事責任を負わせること）

（注）① 重罪者之せかれ死罪…当時幕府は一七三八年ごろの改正罰則で、主殺し・親殺しに限って縁坐の制を適用し、他は

すべて死罪を免じ軽減していたのに、府内藩では、一七四四年当時もなお重罪を課していたことがわかる。

（応報主義から教育主義への過渡期に当たって生じた事件とわかる。）

① 於江戸御部屋被相願候…御奥関係の方には、幕府や他藩の罰則改正情報などが伝わっていたのではなからうか。

② 「谷ノモノ」手下…一般庶民である百姓身分を剥奪され「谷ノモノ」の頭に生殺与奪を任される処分であったこと

が「被下之」の語からわかる。「谷ノモノ」とは被差別身分とされた人々の公称で、由来は「矢之者」。そ

の総取締は江戸浅草の弾左衛門で、矢野弾左衛門ともいったので、その配下の人々が「ヤノモノ」と呼ばれるようになったとされる。

※史料5

申渡

内成村 三吉女房

右 同人娘

右 同人子市三郎女房

三吉牛を盜候科ニ付、御仕置被 仰付候、重罪者ノ妻子ニ付、
奴ニ被 仰付候、追而何方江そ相渡候迄ハ居村江預ケ置候。

※史料6

申渡

「谷ノモノ」共

内成村三吉子市三郎、其方共手下ニ被下之、此後 不届之事
有之候ハハ不及伺打殺可申候。

II 森藩仕置一件 ・史料⑦は、本件の基幹となる史料、①②は関連のある補足資料を暦日順に並べたものです。

※史料ア

一、

無宿① 盜賊 儀市

其方儀、去成年② 正月廿三日夜、頭成富士屋 哲作方
土蔵之鉄窓を破り忍入、衣類八十四品并櫛・笄④ 数多盜

申し渡す

内成村の三吉の女房と、その娘、さらに

三吉夫婦の子市三郎の女房の三名の者へ

三吉は牛を盗んだ罪科により獄門の刑に処するよう仰せつ
けられた。右の三名は、その重罪者の妻子であるから、百姓
の籍を抜き、奴隸身分とするよう仰せつかった。追っていず
こかへ引き取られるまでは、居村に預け置くことにする。

申し渡す

「谷ノモノ」共へ

内成村の三吉の子市三郎については、其の方共の手下に下
された。今後不届きな行為があれば、意見をきくまでもなく、
打ち殺してかまわない。

一、 (無宿盜賊の儀市に対する申し渡し)

其の方は、去る成年一月二十三日夜、頭成の商店富士
屋(稲光家)の哲作方土蔵の鉄窓をこわして忍び込み、

取、同年五月廿一日夜、同所産物方御会所へ忍入、錠を
祢ねち明あけ、金銀盜取、其上三月十日夜^⑤（実は三月十一日
曉）牢を破り逃げ候段、重々不届至極ニ候、右依重じゆうじゆう罪行
獄門もの也

亥^⑥ 五月九日

(注) ① 追放刑などにより人別帳から削除され、正業をもたない浮浪者。

② 戌年は天保九戌戌年（一八三八・つちのえいぬ）

③ 頭成は現在日出町豊岡のJR駅前一带。森藩の飛び地として、産物積み出し、物資搬入のほか、藩主久留嶋氏
の参勤交代時も海陸乗り継ぎに用いられた港町。主な商家に、和泉屋・富士屋などがあつた。

④ 筭そろ…婦人の髪搔き用具から変じて、金銀・べっ甲・水晶・めのうなどでできた髪飾り具。

⑤・⑥ 天保十己亥年（一八三九年・つちのとる）

※史料①

一、今曉八ツ半^⑥頃、牢舎盜賊儀市牢ろうめけ拔致シ逃去候段届申出
候、(中略) 右届申出候ニ付、早速代官所且又町別当元^⑦
へ申遣手配り相尋候様申遣、猶御役人中へ大会所かいせ手紙ニ
而為知候付、早速出仕段々評議之上手配申付、日田・頭成
御役所、猶又鶴見庄屋へも申遣、所々手配固メ被仰付候^⑧

衣類八十四点のほか、くしやこしや筭そろまでたくさん盗み取つた。
次いで同年五月二十一日夜は、頭成の国産品取扱所に、
錠をこじあけて侵入、金銀を盗み取つた。その上、今年
になってからも三月十日深夜、十一日未明にかけて、牢
破りをして逃走。重ねがさね不届きな限りである。依つ
て重罪につき、斬首の上、さらし首とするものである。

天保十亥年五月九日（一八三九年）

一、けさ午前三時ごろ、牢入り中の盜賊で儀市と申す者が牢
から脱走し逃亡した旨、届け出を受けた。(中略) その報
告をもとに、さっそく各代官所・町別当らに連絡し検問を
行うようにした。役人衆には、藩庁から手紙で知らせたの
で、次々出勤し、相談の上、関係先への手配も進んだ。日

(注) ⑥ 午前、午後とも〇時を九ツ、一時を九ツ半、二時を八ツ、三時を八ツ半と数え、十一時を四ツ半という唱え方で表していた。

⑦ 森藩では、森(玖珠町)・有田(日田市)・頭成(日出町)の三カ所に代官を配置し、郡ごとの政務に当たらせるとともに、町役人として別当を三カ所それぞれで、町方の世話に当たらせた。官民両面あげて、手配したということであろう。

⑧ ここには日付はないが、牢抜けの記述から、次の史料⑨と同じく天保十年三月十三日とわかる。

※史料⑨

一、今晚、羽田^{はた}⑨ 御庄屋前箕・笠ニ而通り候もの、番人羽田村庄兵衛誰哉^{かたとちうし}与申立出、逃行を追掛候処、突かやされ最早暁^{もはやあかつき}故手当仕置候、今朝^{より}与山狩之出夫直様呼出、此夫式百人余有之御差出被成候、(中略)羽田御庄屋後茸山岩壇二段々押詰、大勢押寄御召捕ニ相成(下略)

三月十三日

田と頭成の代官所のほか、特に鶴見村庄屋にも指示を出し、所々漏れなく手配固めをするようにと仰せつけられた。

一、けさ未明、羽田村庄屋の前を、みの・かさ姿で通りかかった者があり、番人の同村庄兵衛が誰かと問うと、逃げ去ろうとしたので、追いかけたところ、突き倒された。もう夜明時分だったため、手配にかかった。けさ早朝から山狩りの人夫を出すようすぐさま連絡をとったら、総勢二百余人差し出された。……羽田村の庄屋裏手のなば山の岩場の崖に次第に追い詰め、一気に押し寄せてお召しとりになった。

三月十三日(天保十年)

(注) ⑨ 羽田村は、現日田市東部で有田川上流部一帯の地域、森から日田への往還沿いを占めていた。

※史料⑤

一、

右之もの儀市牢拔ニ付、如何敷儀有之、吟味被仰付候

三月廿一日

揚り屋^{あがり} ⑩ やを

一、

〔揚り屋〕のやをへの申し渡し〕

右の者は儀市が起こした牢破り事件とのかかわりで、疑わしい点があるので、罪状を調べ糺すよう仰せつかった。

三月二十一日(天保十年)

(注)

⑩ 特定身分の未決囚を收容した、牢屋の中の特別室を揚屋^{あがりや}といった。特定身分とは、御目見^{おめみえ}以下の御家人^{ごけにん}、大名や旗

本の臣、僧侶・医師・山伏など。この場合、女性なので、相応の身分の人物だったのであろう。

※史料⑥

一、

揚り屋 やを

一、

(同右やをに対する恩典剥奪の内容について)

右ハ盜賊儀市、先日牢破致候節、衣類并^{ならびにかんざし}簪^{いし}貸遣し、出牢致候ハ、やを兼ねて恨^{うらみ}ニ存候者をハ意主^{いしゅ}⑪を報^{むく}ひ呉候様相頼、此辺之道筋等も相教候旁甚^{かたがたはなほだまらち}不埒^{ふちやち}ニ付、今日与本牢被仰付候、衣類単^{ひしえ}ニ致し、えりをはつし、夜具・枕等も取上^けケ候事、賄^{まかない}ハ一日黒米 ⑫ 六合也

三月廿一日

右は、盜賊の儀市が先日牢破りをしたときに、衣類といっしょにかんざしを貸してやり、牢抜けに成功したら、やをが以前から恨みに思っている相手に、意趣晴らしをしてくれるよう頼み、そのあたりの道筋なども教えるなど、あれこれ、法にそむくこと甚だしい。よって、本日から、一般の囚人の扱いとするよう仰せつけられた。そこで、衣類はみな単物^{ひしえもの}に取り替え、襟^{えり}は外し、夜具や枕も使用禁止で没収した。まかないの方も、一日に玄米六合と限定された。

三月二十一日(天保十年)

(注) ⑪ 意趣。うらみ。

⑫ 玄米のこと。精白していない米で、美食から遠ざけたことを示す。

※史料⑦

一、盜賊儀市、先日出牢之節、やを^{よりのたのま}と被頼候書状之行衛^{ゆくえ}難相分、儀市存不申事^{あいわりがた}ハ有之間敷^{ぞんじちうさびる}ニ付、今朝^{まじき}与致吟味水^{きんみいたし}責^⑬致候処同人及白状候、召捕ニ相成候上も致所持、入牢之上竹之筒ニ入、やをへ差返し候旨 (下略)

四月十一日

(注) ⑬ 水責^{みずせめ}ニ拷問の一。仰向けに寝かせ、絶えず水を顔面に浴びせ、または水を飲みこませるもの。〔広辞苑〕

※史料⑧

一、やを^{やを}急ニ不快之由届出候間、早速郷頭^⑭遣し様子^{みさま}為見候

処、咽^{のど}ニ疵^{きず}付出血^{おびた}夥敷相見へ候段届出候間、太田重蔵を見届ニ差出候処、竹之串を以咽を突破^{とほ}り候趣届出候間、武石元琢へ早速療治^{りようじ}申付候、氣道ニ不掛、食道を突候様子^こニ付、療治相叶候事も^{これ}可有^{ある}之哉^{べけんや}、竹之串ハ長サ八九寸、巾四五歩先^{とが}尖^{とが}り有之

四月十一日

一、盜賊の儀市が先日牢破りをしたとき、やをから頼まれた手紙のゆくえがはっきりせず、儀市が知らないはずはないので、けさから水責めの拷問^{じうもん}を用いて追及したところ、やつと白状した。それによると、捕えられたのちも所持し続け、牢入りしたとき竹の筒に入れたまま、やをに戻したという。(下略)

四月十一日(天保十年)

一、(やをの自殺未遂事件について)

やをが急に体調異常との届け出があったので、さっそく郷頭^{ごうとう}を遣わし様子を確かめたところ、のどをけがして、ひどく出血しているとのことなので太田重蔵に確認させたら、竹の串でのどを突き破っているとの報告だった。医師武石元琢に申しつけさっそく治療に当たらせられた。氣道は無事で、食道を突いている様子なので、治せるかも知れない。竹串は、長さ八・九分(24—27 cm)、幅四・五分(1.2—1.5 cm)で先がとがっていた。

四月十一日(天保十年)

(注) ⑭ 郷頭ごうとう 牢舎内らうしやないのことなので、牢内の世話役の名称であろうか。

※史料⑦

一、今日四ツ時分、牢屋盜賊儀市 番人之脇差わきざしを盜取候、(中略) 自滅之気色ニ相見へ、牢中へ近寄候得ハ脇差ニ而突躰つくていを致候ニ付致心配候、(中略) 果而咽はたしてのどニ刀突立候付、直に牢内ニ押入脇差取上、武石元琢むつしんを早速遣つかし療治申付、傷口を縫焼酒しゅうしゅ⑮ニ而洗にてひ木綿もめんを以巻候由、夕方番人よる与儀市容躰あしき悪敷趣申出候間、元琢罷越療治申付候得共、養生相叶あひなう間敷旨申出候、儀市者重罪之者ニ付、自滅ニ而事済候而ハ他方之聞きこえも悪敷候ニ付、評議之上明朝上之市⑯ニおいて御仕置⑰被仰付候ニ付、夫々手当申付候

五月八日

一、昨夜午後十時ごろ、入牢中の盜賊儀市が、牢番の脇差を盜み取った。(中略) 自害を覚悟している様子で、牢内に近寄ろうとすると、脇差で突くかっこうをするので心配である。(中略) あんのじょう、のどに刀を突き立てたので、直ちに牢内にとび込んで脇差を取り上げるとともに、武石元琢医師を派遣し、治療をさせた。傷口を縫い、焼酒で洗い消毒、もめんの布を巻つけたとのことであった。しかし、夕方牢番からの知らせで、儀市の容態が悪化しているとのことなので武石元琢に往診し治療をと申し付けたが、もはや養生は見込ありませんとの報告があった。儀市は重罪人なので、自殺を許したとあっては人聞きが悪い。そこで役所として相談の上、あす九日朝、帆足上の市の刑場で処刑しよう命じられたので、関係者に準備にかかるよう申し付けた。

五月八日(天保十年)

↓以下史料⑦参照。

(注) ⑮ 焼酒しゅうしゅ 焼酎しょうしゅの類、もとは朝鮮の蒸留酒。

⑯ 上の市いち 玖珠町森と塚脇の中間あたり、河原が処刑場に用いられた。

⑰ 御仕置ごしせき 盜犯には森藩は特に厳しかったという。極悪人として、斬首・さらし首にされた。

※史料⑦

一、

牢舎^⑮ やを

其方儀、去ル辰年^⑰ 不届之儀有之候ニ付、其砌急度御仕置可申付処、御茲罪^⑱を以先者入牢申付置、年数も相立候ハ、御宥免茂可有之深御仁惠之程致忘却、自身積悪之儀有顧、却而其節之吟味掛を恨、一昨年牢抜いたし候盜賊儀市江致一味、於牢中簪^⑲を遣し右を以牢屋之錠を明させ、自身ノ牢舎へ引入致密通、其上逃去候道筋を教、衣類等差遣し深ク忍愛を掛ケ、致牢拔候上ハ先年之吟味掛の三人を殺害いたし候歟、家ニ火を付候様厚頼、其外隣端并江戸武家方親類共方へ、枕紙^⑳之古キ反古を水ニひたし候を以書状相認、儀市江遣不埒之取計致候(中略)言語道断、不届至極ニ付、行死罪者也

七月十七日

一、(牢舎のやをへの申し渡し)

其の方は、九年前の辰年に悪事をはたらいたことで、そのとききっぱりと処罰すべきだったのを、情をかけて取りあえず入牢させいずれ年数が経てば御赦免もあるうとの深いお情けをも忘れ、自分が悪事を重ねたことは反省せず、かえって吟味に当たった当時の役人を逆恨みし、一昨年(天保十年)牢から脱走した盜賊の儀市と組んで、牢中のかんざしを渡し、それを使って、牢屋の錠前を開けさせ、自分の牢部屋に引き入れて密通をし、その上逃亡の道筋も教え、衣類などと与えて情をかけ、牢を抜け出せたら、先年の吟味役三人を殺害するか、それとも彼等の家に放火するよう、念入りに頼んだ。そのほか、隣端や江戸の武家方親類の人々へも、枕紙のほごになったのを水にひたし、再生した紙で手紙を書き、儀市に託したのは、ふらちなたくらみである。……全くもって言語道断の行為で、不届きまわるので、死罪に処するものである。

七月十七日(天保十二年)

(注) ⑮ やをの身柄が揚り屋から本牢舎に移されたことによる。

⑱ 天保三千辰年（一八三二）、みずのえたつ

⑳ 木枕の上へのせる小枕をおおう紙。

※史料㉟

一、やを今朝^㉑ 牢屋^{より}呼出、於白州檢使宮野七郎^{より}御仕置

被仰付候儀申渡、御徒士^{かちめつけ}目付為読聞、警固例之人数差出、

上ノ市河原^㉒ニ而やを之首^{はね}刎候^㉓

一、やをを本日早朝牢屋から呼び出し、奉行所のお白州で検視役人の宮野七郎から御仕置を仰せつかった旨申し渡し、それを徒士^{かちめつけ}目付の役人が読み聞かせた上で、警固役の一行がついて、上の市河原の処刑場に連行し、そこで首をはねた。

(注) ㉑ 史料㉟につながる一文なので、同じ天保十二己丑年（一八四一年）七月十七日を示す。

㉒ 前掲㉟と同じ。

㉓ 獄門の場合と異なり、さらし首にはせず打首^{うちくび}だけであるが、公開の処刑だったことがわかる。

